

公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドラインにおける ベビーカー関連記述について

公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン改訂版におけるベビーカー関連の記述箇所は次のとおり。

【旅客施設編、車両等編共通】

第1部 公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化ガイドラインの活用と整備の基本的考え方について（旅客施設、車両等共通）

表3 本整備ガイドラインに示す対象者の主な特性（より具体的ニーズ）の整理
「乳幼児連れ」欄

ベビーカーの使用や乳幼児を抱きかかえ、幼児の手をひいていることにより、
・階段、段差などの昇降が困難（特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である）

【旅客施設編】

第2部 旅客施設共通ガイドライン

1. 移動経路に関するガイドライン

⑤傾斜路（スロープ）

「考え方」欄

車椅子使用者に対しては、段を解消する傾斜路（スロープ）の設置が必要である。傾斜路（スロープ）の設置にあたっては、車椅子使用以外の障害者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者が通過しやすい動線上に配置するとともに、幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。

⑦昇降機（エレベーター）

「考え方」欄

エレベーターは、車椅子使用者の単独での利用をはじめ、車椅子使用以外の障害者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者に対して有効な垂直移動手段である。このためエレベーターは、すべての利用者が安全に、かつ容易に移動することができるようにきめ細かな配慮が必要である。

3. 施設・設備に関するガイドライン

④休憩等のための設備

「待合室」欄

（前略）

◇（望ましい整備内容）待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。

第3部 個別の旅客施設に関するガイドライン

1. 鉄軌道駅

②鉄軌道駅のプラットホーム

「待合室」欄

◇（望ましい整備内容）プラットホーム上に待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。

【車両等編】

第2部 個別の車両等に関するガイドライン

第1章 鉄軌道

1. 通勤型(短距離)鉄道・地下鉄

⑤車椅子スペース

○標準的な整備内容

「車椅子スペースの設置数・形態」欄

- ・車椅子スペースは、利用形態を限定せず、ベビーカー利用者等の多様な利用者に配慮したものとする。

◇望ましい整備内容

「車椅子スペースの設置数・形態」欄

- ・各路線の利用実態を踏まえ、車椅子利用者、ベビーカー利用者の利用が多い場合には、車椅子スペース及びベビーカーが利用可能なスペースを増設することが望ましい。

(中略)

- ・車椅子スペースは、車椅子利用者、ベビーカー利用者等の円滑な乗車に配慮し、2以上の車椅子が乗車可能であることが望ましい。

(後略)

「手すり」欄

- ・車椅子スペースには、車椅子利用者、低身長者、ベビーカー利用者等の利用に配慮し、2段手すりを設置することが望ましい。

参考1-23：車椅子スペースの形態・表示事例（写真あり）

・広島電鉄

－車椅子利用者に加えベビーカー利用者も利用可能。

－車椅子スペースの表示についても、車椅子だけでなくベビーカー利用者も利用可能であることを分かりやすく表示。

(後略)

参考1-24：車椅子スペースへの2段手すりの設置事例（写真あり）

- ・当該事例では、2段手すりの芯の部分の高さが、上段950mm（ベビーカー固定や立位客の保持に適する高さ）、下段715mm（車椅子利用者の保持および車椅子介助者・ベビーカーを使用している保護者・立位客の腰置きなどに適する高さ）となっている。

3. モノレール・新交通システム

「通勤型（短距離）鉄道・地下鉄」に準じる。

4. 軌道車両・低床式軌道車両

(1) 軌道車両（路面電車）

「通勤型（短距離）鉄道・地下鉄」及び「都市内路線バス」に準じる。(2) 低床式軌道車両

①車内通路、車椅子スペース、トイレ

◇望ましい整備内容

「車椅子スペース」欄

- ・車椅子スペースは、車椅子利用者、ベビーカー利用者等の円滑な乗車に配慮し、2以上の車椅子が乗車可能であることが望ましい。

第2章 バス

1. 都市内路線バス

④車椅子スペース

◇望ましい整備内容

「車椅子スペースの表示」欄

- ・車椅子マークと併せてベビーカーも利用可能であることを表示することが望ましい。

参考2-12：ベビーカーが利用可能なステッカーの事例（図掲載）

- ・京都市交通局の例